

平成 29 年 4 月 28 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 10 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている試験法（JC08 モード法）に加え、国際基準（WLTP）が導入されたことに伴い、WLTP での試験法（WLTC モード法）での規制値を適用できることとします。（7-55、8-55）

- ② 新規検査等提出書面審査要領の一部明確化（別添 2）

昨年 10 月末に実施した審査事務規程の一部改正（第 5 次改正）において、新規検査等における提出書面の審査方法を定めたところですが、昨年の 11 月より先行して適用している共通構造部型式指定自動車の届出状況を鑑みて、当該審査要領に規定する提出書面の記載方法等について更なる明確化を図ることとします。

- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 10 月 31 日国土交通省告示第 1172 号）

3. 施行日

平成 29 年 5 月 1 日